

H 96

135
1312

山中 啟一著
川崎 半閑

群馬縣 貴族院
多額内克齋列傳

白峰堂藏版

N: 7202/1114

特49
345

緒言

嗚呼喜ばしき哉嗚呼嬉しひ哉吾輩人民が希望する所



の立憲政体は我が大日本帝國に實施せられ帝國議會
の議員已に選定せられ了んぬ國會開設の眼前に迫り
皇室に尊榮も國家の基礎も堅固にして安泰あるは更
に喋々を用ひせしめて自りら判然なり而して貴族院多
額納稅者の議員も互選に係る實に榮にして譽ありと
云ふ可し抑も多額納稅者の業を處するや其れ源平の
戰爭に如き歟成敗を指顧に定め輸贏を呼吸に決す時

を得る百花の春は逢ふが如く利を收むる衆水の壑は
 趣くが如く兼濟天下は遍なく名聲後昆は流る此の如
 きもの果して何の術を用て乃ち然る乎彼れ多額納税
 者の如き其初め艱難を嘗め危途を踐み屈せざ撓まざ
 竟は克く其志さす所を達する者決して居然富有を占
 め榮譽を享るは非らざるかり想ふは事の成否業の盛
 衰は偏に勤勉と怠惰とは在るのみ茲は編輯せる所は
 皆偉人奇傑の美事成蹟多額納税者の韜畧かりと謂つ
 べし苟も貴族院議員の椅子に列せんと欲する諸彦の

矜式慕倣其跡は遵ひ其行を蹈まば則ち丘山の富稀世
 の功手に唾して取る其れ何の難きことり之れ有らん

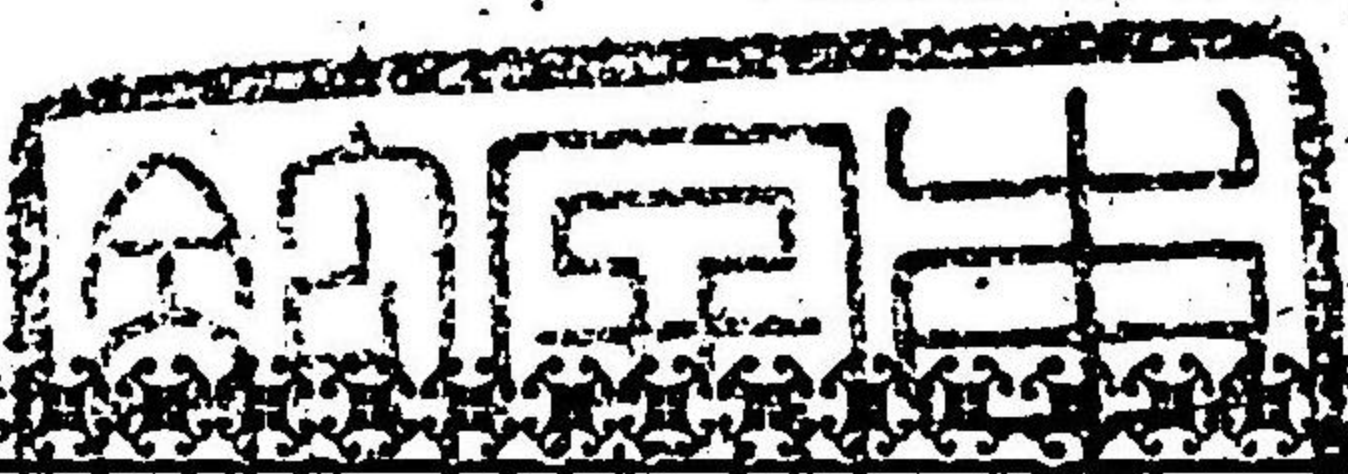
明治廿三年十一月初旬

編者識

空前絶後ノ大詔一タヒ九重ノ天ヨリ降り人民ノ權利
義務始メテ確定ス夫レ人權利ヲ得レハ從ツテ義務ヲ
負ハサルヘカラス此ニ於テ乎貴族衆議兩院議員ノ撰
舉アル所以ナリ山中君曩ニ我カ上毛衆議院議員候補
者列傳ヲ著シ大ニ世人ノ喝采ヲ博シタリ今又タ上毛
貴族院議員互撰者列傳ヲ著シ序ヲ余ニ徵ス之ヲ閱ス
ルニ行文奔放風雲ノ變スルカ如ク雷電ノ閃スルカ如
キ勢ヒアリ片言半語ノ下ト雖モ能ク微ヲ打テ奧ヲ闡
キ人ヲシテ讀ミ去リ讀ミ來リテ轉々其人ト應接スル
ノ思ヒアラシム局外者ノ眼孔ヲ以テ觀ルモ尙且ツ然

リ況ンヤ互撰者其人ニ於テ豈ニ裨益ナシトセンヤ他
日再ヒ中原ノ鹿ヲ逐フ時ニ至ラハ此書ノ價值余カ曉
々ヲ要セスシテ議者ノ眼精ニ映スルナラン余刮目シ
テ將來ヲ俟ツ余終ニ臨ミ互撰者諸君ノ爲メニ一言セ
サルヲ得ス今ヤ千歲一遇ノ聖世ニ會ヒ一朝耒耜ヲ撤
テ麒麟前殿ニ至尊ヲ拜シ牙籌ヲ投シテ凌煙閣中ニ縉
紳ト翱翔ス其榮モ亦タ大ナリト謂ツヘシ然リト雖モ
聖天子ノ叡慮豈ニ此ノ一事ニシテ止マン必ラスヤ
諸君ヲシテ下情上達上意下通ノ電線トナシ玉フヤ日
ヲ見ルヨリモ明カナリ然ラハ即チ諸君ハ他有爵議員

ニ比シテ其負フ所ノ責任却テ重且ツ大ナルヲ見ル故
ニ余ハ望ム諸君ニシテ其任ニ當テハ徹頭徹尾平民主
義ノ天理ヲ發揚シ上下一致唇齒ノ如ク兩輪ノ如ク相
待テ國利民福ヲ増進セシメ上ハ叡慮ヲ奉戴シ下ハ衆
庶ノ希望ニ負カンフヲ實ニ諸君ニ向ツテ隴蜀ノ望ミ
ニ堪ヘサルナリ是レ余カ望ミノミナラス著者ノ意モ
亦タ斯ク存スルナラン余山中君ト知己ノ情交アリ不
文雖モ勢ヒ辭スルヲ得ス此ニ於テ平序ス



明治廿三年庚寅晚秋於高崎柳川街寓居

長野藤八郎識



清水新次郎君



澁澤金藏君



櫻井伊兵衛君



若旅八郎君



小基英三郎君

[The right page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document.]

群馬縣多額納稅者列傳

目次

- 櫻井伊兵衛君の傳 一丁目
- 小林彌七君の傳 四丁目
- 本間千代吉君の傳 八丁目
- 澁澤金藏君の傳 十二丁目
- 中嶋伊平翁の傳 十五丁目
- 小暮英三郎君の傳 十八丁目
- 小暮録郎君の傳 廿一丁目

○中嶋祐八君の傳

廿四丁目

○岡部爲作君の傳

廿八丁目

○清水新次郎君の傳

三十二丁目

○栗原藤次郎君の傳

卅六丁目

○若旅九八郎君の傳

卅九丁目

○羽鳥又十郎君の傳

四十三丁目

○桑原吉右衛門君の傳

四十四丁目

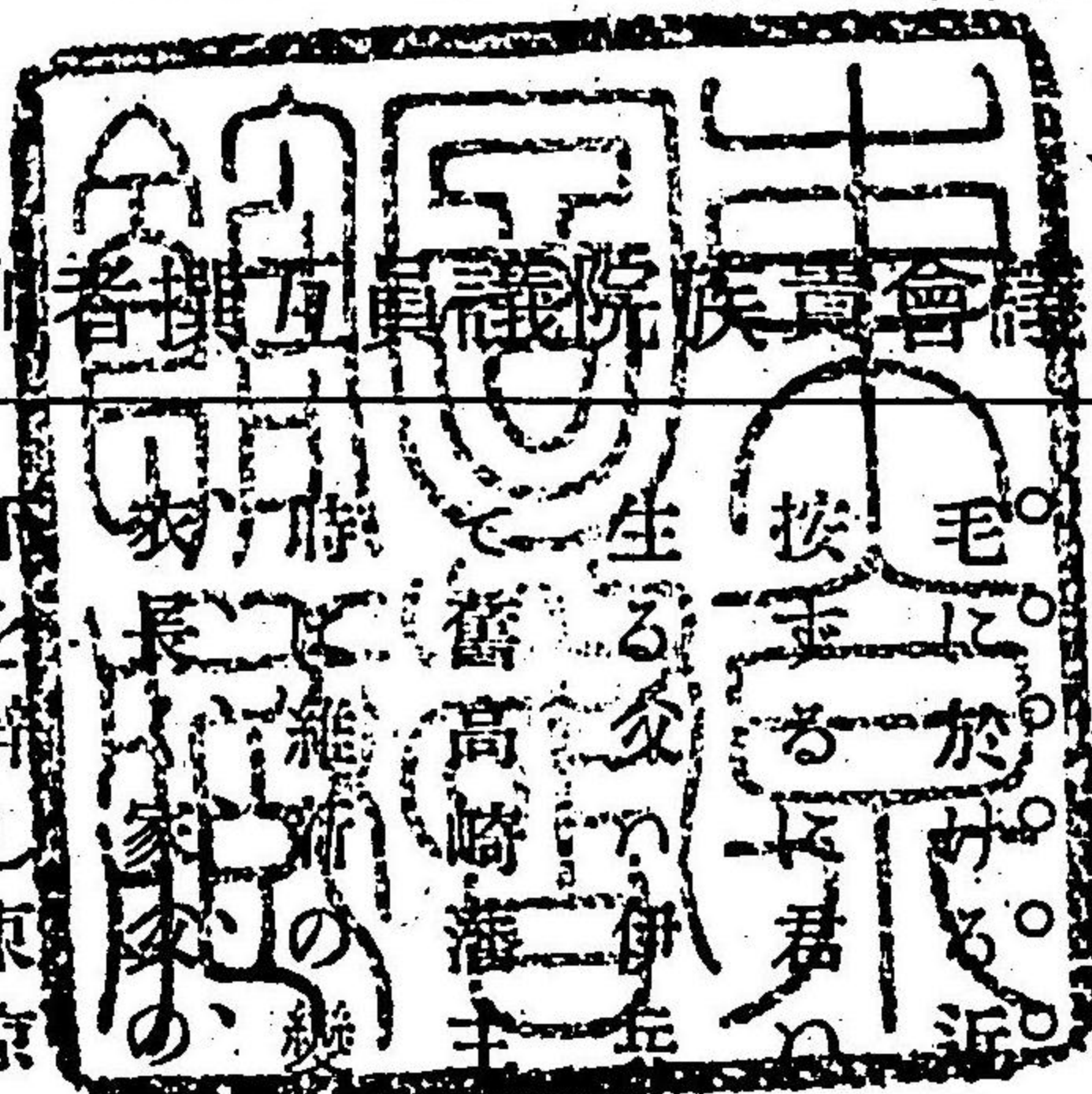
○星野長太郎君の傳

四十五丁目

目次終

櫻井伊兵衛君傳

大節を維持して芳名を千載の竹帛に垂れ時務に通曉して言行を百世の模範たらしむるの俊士の本邦の史上其人に乏しからず特に我が上毛に於ける近代の偉丈夫の櫻井伊兵衛君其人ある哉



帝國貴族院議員列傳

按まると君の安政元年三月を以て上野國西群馬郡高崎本町一丁目に生る父の伊兵衛氏母をを子と云ふ君の其長子あり數代の豪商にして舊高崎藩主大河内家の用達を勤め功を以て苗字帶刀の榮を賜わると時と維新の變僅かに治り各藩の向背漸く決す君以謂らく今や飽食暖衣長家父の愛を蒙り安然として爲すあさの時にあらずと父母の膝下を辭し東京日本橋區堀留町の豪商小林吟二郎氏の丁稚とあり名を初三と呼び精勵主家に奉ず性篤實にして又奇才を蓄ふ當時横濱の新たに港を開き各國の商船輻輳し貿易をさす君是れを聞き雀躍して曰

帝國議會貴族院議員互撰者列傳

櫻井伊兵衛君傳

三

く我が志を致す、生糸商に苦く、あしと、於是乎、終に、小林氏を、辞して、家に歸り、父に、説くに、貿易の必要を、以て、す、父、試みに、數百金を、授けて、其意に、任す、君、直ちに、生糸商と、ある、時に、年十七才、あり、横濱に、趣き、歐米の商人と、取引を、おし、爾來、西走東奔、外に、居ること、數年、商運、日々に、進み、所謂、買へば、騰り、賣れば、下るの、勢にして、數多の、利潤を、得るに、至れり、依て、實父の名を、襲き、伊兵衛と、改むと云ふ

明治十一年三月中、火災に罹り、家屋全焼す、諸人之れを、訪問す、君、泰然として、曰く、天我れに、福祉を、授るの、兆あり、決して、憂ふるに、足らずと、其膽量、あるを、知る、全十八年、長野、堰聯合町村會議員、又、當撰し、専ら、其事務に、執掌す、全廿年、二月中、西群馬、片岡兩郡の、所得稅調查委員に、當撰し、大いに、與りて、力ありと云ふ、是より、先き、日本鐵道會社創設の、舉あるや、發起者の、一人と、あり、盡力すること、少からず、其他諸會社の、重役員に、撰まれ

帝國議會貴族院議員互撰者列傳

致々として、實業の振興を、謀りて、怠らず、曾て、施與を、好み、義に、臨んで、贈るに、百金を、惜むの、情あり、故に、之か、爲めに、事業を、計畫し、産を得るもの、其數を、知らず、若し、朋友親戚の、難に、罹る者、あれば、奮つて、之を、趣援し、敢て、其勞を、辞せず、實に、善く、財を集めて、善く、散するものと、謂ふべし、是を、以て、一たび、君に、信服したるもの、皆、其義氣に、感せざる、あし、以て、君が、人心を、收攬するの、一斑を知るに、足るべし、殊に、縣廳郡役所、警察署、及學校、裁判所等の、新築費の、如き、道路橋梁、修繕費の、如き、其他、水火震災等、ある時、皆、幾分の、金圓を、義捐して、千數百金に、及び、其賞として、銀盃五個、木盃十六個を、下賜せらる、全廿三年に、開設せらるべき、帝國議會貴族院議員互撰者十五名中、より、當撰せられ、尙ほ、東京芝區芝公園内、第八十一號池徳院内に、事務所を、設置し、全議員假規約により、渡邊甚吉、岐阜、櫻井伊兵衛、群馬、鹿毛信盛、福岡、瀧口吉良、山口、山田權福、井の五氏の、幹事

櫻井伊兵衛君傳

三

に選舉せらる君の商業の熱心者にして偉業をかしたるの俊士と謂ふべし矣

小林彌七君傳

小林彌七君傳

余輩常に云ふ邦家開明の基する所の文に非ず武に非ず只商業に在り
と小林彌七君其人の如くにして始めて能く商業の進歩を計りたるもの
と謂ふべき歟

君の天保二年十二月を以て三重縣伊勢國桑名郡桑部村に生る父を竹
尾庄九郎氏と云ひ母をかか子と云ふ君の第四子あり幼名を卯兵衛と
呼ばれ戯技衆童に拔んで器識非凡あるを以て郷黨の爲めに畏敬せら
る年十七才にして出で、大坂府下西横堀の豪商中村庄右衛門氏方へ
奉公人とある爾來日夜商業の活動に注目し之れを實地に計畫せんと

欲するの志望を貯ふ主人の君の奇智秀才を愛し篤く偶せらる年十八
にして東京支店詰を命せらる君大いに喜び行李を調べて出立し東京
堀江町四丁目中村庄兵衛氏方に着す則ち支店あり君以謂らく東京の
日本大小名の參集する處にして人氣潔白商業又隆盛かり願く此地
を以て吾が大志を達するの根據とあさんと爾來勉勵主務に就事す曾
て人に語つて曰く護國者の商人あり何とあれば古昔野蠻時代に在り
て邦家を守る者の腕力あり半開の世に在りては農夫たり然りと雖も
開明の世界にして眞に護國を以て任ずるもの唯商人のみ決して腕
力者や農夫の得て及ぶべきにあらず仰で我日本帝國の大勢を觀察し
俯して社會の將來を考ふれば邦國の境域の地球面積の彈丸黒子あり
土地少にして人民多く故に人口の遠きを期せずして將さに國界に溢
れんとするの勢あり故に日本の後世の自國より生ずる所の物を以て

小林彌七君傳

自國の民に給すべき國柄にあらざるあり大いに地理上、氣候上、特有の國産を振起して巧みに之れを製造し、世界各國の産物と交易するから、國家の經濟をして余裕あらしむる期して待つべきのみ故に商人の國を守るの軍兵あり、戰艦あり、實に國家の干城あり、勉めざるべからずと實に非凡の卓見と謂つべし、上州高崎本町二丁目三井田惣次郎氏の數年商業上の取引をあし親密に交際し、常に君の才に伏せり依て如此人士を高崎町の住民とせば將來に望めるの業をあすや必せりと百方盡力して百足屋事小林彌七氏の長女ある子の贅養子とあす時に辰年十二月あり翌年四月養父彌七氏病により没す依て父の家名を襲ぎ小林彌七と改む君以謂らく吾れにして養父を喪ふは天獨立の氣象を興ふるありと進んで乾物、砂糖等の商業を擴張し、機に望み變に應じて懸引し大に利潤を得たりと云ふ

殊に信州地方の總て君が商法の得意あり而して運送費の多額を要するため貨物を低價に鬻ぐこと能はず君之れが費用を節減せんと欲すること久し恰も良し東京横濱より越後直江津へ達する蒸氣船の定期出帆あるに遇ふ君之れに依りて貨物を信州に運搬し大いに費用を減じ低價に之れを販賣し頼智英才の名大いに顯る降つて明治十六年上野高崎間鐵道の創設せらるゝや從來の運搬法を改め貨物運送の悉く鐵道に托し横川停車場に陸上あし以て信州に送り石炭油の君が商法とする處にして藤岡富岡及下仁田へ至るの荷物の新町停車場支店に揚げ以て一層販路を擴張せりと云ふ

之より先き明治三年中義弟小林彌兵衛氏の後見とあり東京小舟町三丁目三番地へ砂糖店を出し追々繁盛して數多の利潤を得東京市中一二を争ふの老舗たりと云ふ

高崎裁判所の設置せらるゝや君率先して金三百五十圓を出し其他縣廳郡役所警察署及學校等の新築の如き火災ある時の如きハ進んで數百金を寄附せりと云ふ故を以て官廳之れを賞し銀盃三組木盃九個及び賞狀數通を下賜せらる實に豪膽奇拔にして又陰徳を積みたるの君子と謂つべし矣

本間千代吉君傳

品行の善あるものハ人性より發する形狀の善あるものなりと本間千代吉君其人の如きハ天良是非の心に協ふものと謂つべし君ハ安政三年十二月廿日を以て上野國佐位郡赤堀村大字市場村に生る父を千五郎氏と呼び母をたに子と云ふ君ハ其嫡子あり祖先を按ずるに爲平親王の後胤佐渡國河原田の城主本間佐渡守高統其男高應あり故あつて

天正十七年居を此地にトし世々郷士たり中古の頃上總國一の宮藩加納侯の領地とあり爾來侯に仕ふると數代あり降つて父千五郎氏の代とあり郷黨之れを尊崇する諸侯の如く名望益々盛なり君幼にして文學に志し儒士足立春英氏に就き和漢の群書を閲し古來治亂興廢の跡を思ひ英雄豪傑の言行を欽慕するや久し又武藝ハ最も精勵する處にして祖先傳來念流の蘊奥を極むるを以て威名近國に轟くと云ふ念流の鼻祖を尋ぬるに相馬四郎義元入道十四世樋口十郎右衛門源定嵩より傳來す偶々幕府の末路紀綱大に亂れ暴徒四方に蜂起し衆民を塗炭に苦しましむるに及び之れを默視するに忍びず父千五郎氏と謀り共に鎮撫に從事し東奔西走馳驅經營日以て夜に繼ぎ大いに力を盡し尙ほ窮民に巨萬の救助米金を施與し全く鎮撫の功を奏するに至り加納侯より篤く賞賜せらる蓋し地方の豪族にして文武兩道に達す

本間千代吉君傳

十

君の如きにあらずして焉んぞ之れを靜謐に歸せしむるを得ん是れ名望ありと云ふの所以あり

維新以來劍道類に衰頓し武藝を講ずるの徒の殆んどなきに至るを患ひ奮然として起ち盛んに有志家を誘導し以て大日本帝國獨有の武術を万世に傳へ上の祖先の恩に酬ひ下の青年子弟の元氣を養成せんと欲し信切周到懇篤に教授するより門弟の益々多く數百人に至り嚴然として一大道場をあすに至れり嗚呼實に本間千代吉先生の如きの國家の隆盛文學の進歩と此の術の奨勵を企圖して其目的を達したる英傑と謂つべし

會津追討の令降るに當り日光口に進發する官軍鍋嶋侯の一隊の居村近傍より人夫を徴収するに遇ふ君の父千五郎氏と共に之れに趣き彈丸雨注の間能く力らを盡し人夫を指揮せりと云ふ己に若松城陥落人

夫の役又終る因て歸村し再び農事を營み傍ら殖産興業を企圖し地方民利を増進して怠らずと云ふ

明治十三年領地換にて岩鼻縣の管轄とある尋いて郡區町村編制法の施行せらるゝや佐位郡市場村外五ヶ村の戸長に擧げらる部内人民に對する最も懇切を主とし役場事務又整理し進んで百事を改良し各村の模範とあること甚あからず縣廳之れを慰勞するに若干金を以て下賜せらる全十八年三月最多數の投票を得て佐位郡撰出の縣會議員とあり全廿年十二月滿期退職す君資性温良恭謙にして妄りに言語を發せず常に徳行をあす曾て人に語つて曰く道德の國の大本あり事に望めば必ず省み物に逢へば必ず戒め以て日常の行爲を慎むべし苟しくも道德に背くことあらば之れ人にして人にあらざるあり故に道德の勢力あらざるの之れ則ち國家禍亂の兆たるを知るに足るべしと以上

本間千代吉君傳

十一

の如き君が私行の如何を知るに足る眞に文武兼ね備へたるの名士と謂ふべし矣

澁澤金藏君傳

十二

澁澤金藏君傳

君性の澁澤名の金藏と稱す文政十二年十一月を以て上野國新田郡太田町に生る父の名の周藏氏君の其長男あり幼より豪放不羈他人に倚りて衣食するを欲せず百折不撓の精神に富み事に當り熱心必成を期し怡々として愛問色に現れず人に接するや靄然として和氣あり母を喪ふ時に年十三才父を助けて質屋古着商を營むも失敗地に塗れ盡く資本を失ふに至る然りと雖も君之れを以て意どおさず少しも挫折するの色おし以謂らく今や不幸にして全損を招き一貧殆んど洗ふが如し實に如何とも爲すべきおし然りと雖も精神一到せよ何事か爲し得

ざるの理あらんや他日機を圖り策を講じ以て一攫万金今日の失敗を回復せんこと是れ吾が掌中に在り何んぞ今日の失敗を憂へんやと毫しも屈撓の色を現さず猶ほ大いに謀る所あらんと斷然意を決し其目的を父に告げて家を出づ時に年十八歳あり他郷に周遊し千辛万苦するも終に意を果さず嘉永四年故家に歸り一小太物店を開く然るに前の負債の元利益々嵩み債主の督促の愈々嚴あるより一旦家を賣却して償還せんことを父に告ぐ父許さず屢々之れを勧め遂に承諾を得只土藏のみを賣却して以て返金するに至る時に年二十三才あり爾來商業を擴張し家事節儉を加へ日夜怠らず故を以て家道漸く盛なり安政元年父の業を續ぎ再び質店を營む全六年に至り横濱を開き外國の互市場とあるに及んでや外人の我國に居留する者日に多きを加ふ其他各國の商船巨艦の漸次輻輳し日本の商勢を一變せんとす君以所

澁澤金藏君傳

十三

らく之れ時機將さに來れり奇功を博する尙の難きことか之れあらんと奮然手に唾して起つ兼て所有する所の家産を擧げて悉く商業の資本に充て機變出沒頗る活潑の取引をかし爲めに外人をして其伎倆に敬伏せしむる幾回あるを知らず如斯あるを以て危嶮に遭遇すると前後三十一回然れども物に觸れて屈撓せず事に當つて挫折せず劇變して紊れず能く變に居り敢に狎れて偉策を立て禍を變じて福とあし勝算を得ざるとあし爾來商運日に歩み月に進んで終に巨万の資財を積むに至れり明治廿年にして家政を嫡子直次郎氏に譲り退隱す之れより先き慶應三年以來地方窮民に金穀を施與し其他公私事業に金圓を義捐する幾回あるを知らず明治廿二年地方に自治の制度を施行せられ町會を組織せらるゝに當り選ばれて町會議長及衛生組長とある君本年六十二才に達するも尙や鏖鏖として健康を維持し好んで商業の活機を談す實に稀世の老翁と謂つべし矣

中嶋伊平翁傳

余曾て謂へらく古への豪傑ハ皆善く産を治む馬文淵の如き光武に遇はずと雖も亦た能く自ら樹殖す士の經濟を口にして自活する能わざる者ハ實才にあらざるか今中嶋翁の言行を聞き益々自信するに至れり抑も中嶋家の祖先を尋るに上野國碓氷郡原市町中嶋家の分派あり同家の舊安中藩主板倉侯の用達を勤め門閥舊家にして血統連綿今尙や豪家の聞へあり文化年中養父伊平氏高崎寄合町へ分家し上毛物産の生絹を商業とし屋號を福田屋と稱し姓を中嶋と云ふ翁ハ文化十四年九月を以て高崎嘉多町上和田家に生る幼名を仙次郎と呼び中嶋家との近親にして則ち叔姪の間柄ある故を以て養嗣子とある時に

年十三才資性温厚實篤にして慈善の心深く能く事を處する敏捷物に觸れて耐忍あり常に養父の爲めに愛せらる後ち養父の稱を襲いで伊平と改む翁の益々生絹の商業を擴張し三都各地に多額の取引をせし終に巨萬の財を積むに至れり天保十三年惠徳寺火事と稱し高崎町七步通り焼失す翁時に年廿八數多の米金を投し貧民を賑救せり之れに依つて慈善家たること人口に膾炙せり云ふ安政年間舊高崎藩主大河内家の用達を命せられ大いに其職を全ふす又藏元役をも命せられ孜孜勤勉其功を奏す加之屢々藩主へ數百金を献上し其賞として苗字帶刀の榮を蒙り處士格を以て取扱れ又藩主の合印をも許されたりと云ふ曾て人に謂つて曰く絶大の事業を成すに奇術妙法に因るにあらず大才智を要せず通常ある工夫に由りて得らるべく又平凡ある資性の人にてても爲し得らるゝあり何とされば善く心を用ふれば目前通

常の事物皆經驗の具からざるのち至細に觀察するどきの大いに開悟發明の益とさればあり又た敗績を取りたるどの真正なる勉強家の益々猛進して以て遂に目的を達するを得べし爾來益々商業の活機に意を注ぎ數十萬圓の貨物を運轉し顯然として生絹商中泰斗たるに至れり以後火災等ある毎に數百金を投し罹災者に施與せりと云ふ又道路橋梁の修繕費學校郡役所警察署及神社佛閣等の建築あるときハ率先して必ず幾分の義捐をさすと云ふ以て其篤志家たるの一斑を知るに足るべし故に其賞として銀盃數個木盃十數個を下賜せらる明治廿一年皇居御造營の舉あるや金千五百圓を献金し又海防費として金二千圓を献金し以て國家に忠誠を盡せりと云ふ殊に日本鐵道會社創立以來其株券の如きの數百株を所有するに至れり嗚呼翁の如きの實業上稀有の偉勳を奏したるものにして今日縣下屈指の豪商紳士たる

小暮英三郎君傳
十八
の地位を占むるに至りし、蓋し偶然にあらざるあり矣。

小暮英三郎君傳

君、天保十四年九月を以て上野國佐位郡三郷村大字太田村に生る父を清之氏と云ひ母を房子と呼ぶ君、其長子あり曾祖父清弘氏の舊伊勢崎藩(石高二百石)窮民の二男より三四男に至る者へ麥壹俵宛十ヶ年間施與おさんと欲し領主より願濟の上文政七年より初め文政十一年に至り中途にして没す故を以て其男清昌(則祖父)遺績を貫かんと欲し滿歲迄麥を施與せりと云ふ子孫の繁榮せる、蓋し祖先の遺徳に因るかるべし。

天保三年壬辰九月太田宮下両村収納米の役永々被仰付(高百石)酒井下野守殿より御黒印を拜領せり(其証書)小暮清朝小暮清昌兩名の宛あり

り降つて維新に至り封土奉還の際家老石原重勝氏より返上の旨御内意あり依て斷然拜領地の勿論拾三人扶持も返還し民籍に編入せり君幼にして倜儻大志あり隣人目するに神童を以てせらる以謂らく學業を大成するに、良師を求むるに若かずと伊勢崎藩立學校に入り日夜刻苦して漢籍を修む常に一を聞て十を知るの英才を賞せらる尋いて儒士矢野正任氏を聘し益々學業を勵む又市川左近翁に従ひ前後二年間易經を專修す長ずるに及んで尾高高雅氏海上胤平氏等に就き國學を講じ和歌を好くす屢々關左の各州を歴遊し到る處偉人秀士と交り、結び大いに和歌の奧妙を究め頗ふる感得する所ありと云ふ左に數首を録して其氣風の雅致あるを證せん

山松年久

杣人の余所に深山の老松あり

小暮英三郎君傳

心やすくも幾世へにけむ

晴天鶴

村雪の羽風に消て大空を

ひとりえめたる鶴の聲かき

偶感

人のたゞ賤の少女が織る機の

はたはり廣きこゝろもたかむ

明治四年舊伊勢崎藩主より副戸長申付らるる全年八月伊勢崎縣廳より太田村正心學校頭取申付らるる全七年伊勢崎町製糸共研會社頭取に撰舉せらるる全年訓導に補せらるる全十年戸長に命せられ全十一年に至り職を止む全十八年權少講義に補せらるる君思ふ所あり全廿二年に至りて之れを止む之より先き明治十八年佐位郡縣會補欠議員に當撰せら

る全廿年所得稅則の發布せらるるに當り所得稅調查委員に當撰し専ら調査に力らを盡せりと云ふ全廿一年伊勢崎銀行の頭取に推薦せらるるや地方金融の濫塞を救治し實業家に資本の流通を扶け以て之れを振興せしめ大いに理財と實業の兩立を希圖して怠らず今尙は其職に居り精勵益々勉む人に接するや温和親密一見舊の如し故に在方衆望の蒐るや君を以て魁とす全廿二年徵兵檢査委員に當撰せらるる公益を圖るを以て任とし民人に福祉を興へたること甚かからずと云ふ實に希世の士と謂つべし矣

小暮錄郎君傳

世に奇行を以て顯るる者多し然れども兼て實用の材に長じ經濟の術に達するの古來甚だ稀あり殊に我が上毛に於て近世之れあるの即

小暮錄郎君傳

○小暮錄郎君其人あり

君ハ上野國佐位郡三郷村大字太田村の人にして世々農を以て業とし父を貞次氏と云ひ性閑雅を好み又歌道に通ず母ハ時と呼び君ハ其長男あり安政元年四月を以て其家に生る幼にして文學に志すこと篤く又奇氣英才あり事を處する敏捷あり年甫めて十三才一朝感ずる所あり父母に乞ふて遊學をせさんと欲す事止むべからざるを知り双親も之れを許す依て飄然行李を調へて東京に行き儒員吉澤一郎師に就き日夜螢雪の苦を嘗む未だ幾干からずして學業大に進む君以謂らく人生ハ限りあり榮譽ハ夢幻のみ吾れ幸に上毛に生る願くハ殖産興業を以て國益を補はん私利虚名ハ吾が願ふ處にあらざると以降專ら意を殖産興業に注ぎ大いに改良の事實を擧げたると少くからず明治七年製生業の擴張を計らんと欲し地方有志者と共に共研會社を伊勢崎町

に起し製糸の事業に従事し其志望を全ふしたりと云ふ進んで横濱に趣き貿易の忽かせにすべからざるを知り機に應じ變に處して商務を經營す當時富岡製糸所を除くの外民設に係る製糸器械を有するに水沼の製糸研業社及共研會社あるのみ之れを上毛に於ける三大製糸場の鼎立と云ふ

君ハ質素を貴び務めて費用の節儉を主とし地方窮民に施與するを以て無上の快樂とあせりと云ふ以て其慈善心に富むの一斑を知るに足るべし且國利民福を謀らんとして自己の財産を抛つも少しも惜むの色あり故を以て其名聲益顯著たるに至る明治十七年に至り佐位郡最多數の投票を得て群馬縣會議員に當撰す君思ふ所あり翌十八年二月中其職を辞す全廿一年堀尾權太郎外兩氏を伊勢崎町に聘し有志と共に一つの英學研究會ある校舎を創立し地方子弟を學海に誘導せり君

小暮録郎君傳

二十四

の素志の遂ぐるを喜び、校務を他に一任し、同氏を師友として深く英書を専修し、大なるに得る處ありたりと云ふ。

全廿二年六月君の再び同志と謀り、伊勢崎織物商會あるものを設け、産物濫製の弊を防ぎ、大に功を奏したりと云ふ。進んで販賣店を東京府下に設置し、地方製造品の販路と此業の隆盛を希圖し、専ら改良の點に意を注ぎ、怠らす常に公利公益の事業に就事せりと云ふ。

之より先き君の舊伊勢崎藩主へ屢々献金をしたる功に因り、修身帶刀の榮を賜り、又賞狀を受くる數回あるを知らずと云ふ。以上の如く君が經營したる偉業と奇行の能く後世の模範たるや疑おし、實に經世の才、慈善の行共に其宜しきを得たると謂つべし矣。

中嶋祐八君傳



栗原藤次郎君



本間千代吉君



小林彌七君



岡部善尔君



小暮録郎君

帝國會議貴族院議員互撰者列傳

君ハ安政元年七月を以て上野國佐位郡赤堀村大字今井村に生る幼名を文輔と呼び父を祐八氏と稱し母ハよき子と云ふ君ハ其第一子あり幼にして英敏活達文事を好み又武藝を學ぶ其長するに及んで算數の術を究め理財の道に通せり明治四年中實父の名を襲ひて祐八と呼ぶ専ら殖産興業に意を注ぎて怠らず一日庭外不種の地あるを認め之を耕やし棄苗を拾ひ植えて以て肥料を施し培養の報酬として僅かに一苞余の實子を得たり君曰是れ天の賜あり總て物の小を積んで后ち大に至る是れ必ず然らざるへからず故に我々懈らされバ庶幾くハ家産を興すの資料とあすを得べしと是れ他日報徳方法の由て起る所ありと云ふ

明治十六年佐位郡最多數の投票點を得て縣會議員に當撰せられ爾來再撰勤績せり今尙ハ職に居る其間常置委員とありたること一回専ら

共同公衆の利益を發達せしめ幸福の増進を計りて怠らず此時に當り
民間衰憊の餘弊の稍々恢復の勢を顯ひし政論又た有志の間に勃興せ
んとす而して國會開設の期の愈々目前に迫れり此に於て乎人心を警
醒し輿論の喚起せざるべからざるの必要を見に至れり全廿一年二月
廿九日諸友と謀り上毛民會を組織し同夜前橋横山町鍋屋に投宿し高
津三侯關多賀桑原深澤鈴木等の諸氏と共に一席に會して時事を談ず
るや突然數名の巡查入り來り右の八氏を前橋警察署に引致し尋問夜
を徹し遂に秘密集會と認められ翌三十日午前第四時獄に下げらる全
三月七日法庭に召喚せられ公訴を棄却する旨檢事より達せらる全廿
二年上毛民會の勢力漸く縣下を風靡するに至れりと雖も其内部に於
て往々言ふに忍びざるの奇態を現出するとあるを愛ひ初め其矯正
の策を講せしむ終に爲すべからざるを察し斷然親友と袖を連ねて該

中島祐八君傳

會を脱するの止むを得ざるに至れり當時君等が該會を脱するの際の
同會が最も隆盛の當時ありしを以て世人の怪訝を惹起するとも又甚
しかりしあり同月諸友と相謀り群馬公議會を創立し此間批難攻撃交
々至れりと雖も辛苦經營熱心以て之に當り遂に創立の事業を全ふし
縣下著名の地に就き巡廻演説をちし大に勢力を張れり爾來故あつて
同會より其籍を退く全廿二年十二月關西大坂に於て開ける舊友懇親
會に臨み愛國公黨の成立に盡力せり全廿三年九月十四日江東中村樓
に於て開きたる關東臨時懇親會に出席し其事務に周旋せり而して翌
十五日彌生館樓上に於て開きたる立憲自由黨の結黨式に臨み全黨員
たる旨を表白せらる又全黨代議員に撰出せられ討議計畫至らざる所
かし尙ほ府下に滞留し中央政府が將さに爲さんとする方針を視察し
地方の自治制度の鞏固を欲し之れが模範を造り出さんとする夫れ如此

中島祐八君傳

有爲の才を懷き退いて、實業の隆盛を獎勵し、進んで、政治の改良を希圖し、經倫の大業を成就して、純美完全ある立憲代議政体を建設せられんとするに由れば、蓋し君が半生の大志の政治的理想の上にあるもの、如し實に名士と謂ふべし矣。

岡部爲作君傳

岡部爲作君傳

君ハ嘉永三年六月を以て上野國北甘樂郡南蛇井村に生る父を相川茂平と稱し代々農を業とし又里正を勤む君ハ其次子あり幼より學を好み醫師横尾雄平氏に就き漢籍を修む慶應三年十二月中同郡丹生村の豪家岡部榮太郎氏の養嗣子とある時に年十八才按ずるに岡部家の舊小幡藩主松平攝津守殿の用達及賄方を務め其賞として苗字帶力を許され又五人扶持を賜わる君ハ養父を助け相傳の業上野砥石麻等の商

法にも従事し以來益々其擴張を圖り傍ら社會の殖産興業に意を注ぎ公益を興へたること少からず曾て曰福運ハ盲人の如くにして人を辨へずとて答ひる者あれども決して然らず福運ハ實に眼目を具へたり抑も世人の生涯を觀るとさハ福運ハ常に勤勉ある人の側に傍ふこと恰も順風穩波の航海に巧みあるに隨ふが如し故に物に觸して屈撓せず事に當つて挫折せず不拔の精神を有するときは決して成就せざることあしと云ひ衆人を獎勵せりと云ふ實に卓見の士と云ふべし

明治二年中より質屋營業を爲す全六年家名相續す尋いて副戸長を命ぜらる翌七年進んで戸長の命を拜す全九年地租改正の件起るや君ハ其事務の衝に當り鞠躬尽力して遂に大功を奏するに至れり爾來名望益々顯著たりと云ふ幾干も無して戸長の職を辞す蓋し功成り名遂げたるの故歟全十年中學校新築の舉あるや奮つて新築費若干圓を義捐

岡部爲作君傳

岡部爲作君傳

三十

し率先して盡力せりと縣廳これを聞き篤志を賞するに銀盃一個を以てす全十一年富岡生産會社創設に際し奔走周旋遂に建築落成を告ぐ故を以て社員に推されて副頭取の職に就く内の以て事務を整理し其基礎を鞏固にし外の以て實業家に資本を交融し之れを奨励して益々振興を圖り意を民人生計の度合に注ぎ以て理財其當を誤まらざらんことを勉む又地方有志の賛成を得て生糸社を創立し以て上毛生糸の擴張を圖れり常に曰く生糸の我國輸出品中首位を占るものあれば從つて國家に裨益を與ふる少からず然れども一朝奸商の猾智に誑惑せられ不正生糸を製作して偽誦を施し余毒の延いて國産に波及し聲價を失墜するとあらば獨り横神に寄留する生糸外商の嫌惡を來すのみならず里昂の市紐育の港も必ず擯斥するや疑ふ若し如此ことあらば將來商勢の恢復するの難きを如何せんといふに生糸商業に存す

る弊風を矯正せらるる實に勉めたりと云つべし故に上毛の内北甘樂郡富岡下仁田の附近にあるの製糸の在來其聲價を失墜することかく横濱市上の取引甚だ佳かり以て君が實業社會に力らを致すの熱心を知るに足るべし

次に同社の頭取に撰任せらるる全十四年尙や同志者と計り丹生産會社を設立し又頭取とある全十五年中道路修繕費の内へ若干圓を寄附し木盃を下賜せらるる全十六年民望の歸する處とあり再び全村戸長の命を拜す爾來勤務して其職を全ふすと云ふ全廿二年に至り自治制度の實施せらるるや三ヶ村合併して丹生村と稱す君又擧げられて村長とある内の村務を整頓し外の村民の負擔を輕からしめ益々百事改良の域に進めりと云ふ實に活眼の士と謂つべし矣

清水新次郎君傳

商海の波瀾一浮一沈常人の端睨すべからざるの間に立ち巧みに機を察し變に投じ徒手空拳より起りて能く巨万の富を致したるの清水新次郎君其人の如きにして然る歟

君の弘化四年七月を以て上野國西群馬郡下並榎村に生る父の全村清水吉兵衛氏の三男與市氏にして母の絹川氏の出あり與市氏の商業を以て三都各地に往來し敏智を以て需要を察し夥多の貨物を運轉し一時巨万の利潤を得たり然れとも未だ天此人に福運を幸ひせざる乎幾干もかく家財を失ふに至り又余財おし恒に之れが再興を圖り辛苦百出終に病蓐に臥し其目的を果さずして没す時に安政二年の仲秋あり君の九才にして父を喪ひ悲哀號泣寢食を忘るゝに至る爾來慈母の家庭に愛育せられ無端浮世を送れり後ち郷儒村上翁の門に入り日夜勉

學す母氏常に教へて曰亡父の遺志を繼ぎ以テ家名再興を志すべしと君資性亡父に似て智量秀實能く母氏の教訓を守り商法の進退に一心を委ね其計畫を怠らざりしと云ふ君十一才にして出で、高崎田町の商人鈴木治平次の年期とある之れ君が亡父の遺志を繼ぐの端緒たり居ると六年一回の過失なく能く主家に奉じ以て商法を實習せり之より先き母氏寡居して穀物商業を營めり君母氏の勞苦を見るに忍びず之れを扶けて以て獨立おさんと欲し意を決して主人に暇を乞ふ主人の君が非凡あるを愛し之れを許さず君之れを乞ふこと三四回に及び終に許され故家に歸住す時に年十六才親戚知人に依頼せず斷然獨立して母氏と共に商業を擴張し家政稍や奮ふ君以謂らく上毛の米穀の重みに造酒家の買占むる處とあり常に不足を告ぐるを以て信州より之れを廻送し以て常食に充て俗に其國を呼んで母國と云ふ然るに

外國の貿易の漸次歩を進め信州人民の概ね養蚕製種の業を熱心し米穀の廻送の歳月を経るに随つて其額を減少すべしと果して豫想せる如く米穀の廻送額の次第に減少し價格の非常に騰貴を來し細民の益々困難の域に望めり君之れを憂へ如何にもして之れを救濟せんといふ懸け奮然蹶起して野總武の三ヶ國を奔走し千辛万苦以て米穀の廻送を圖り終に其目的を貫き地方細民に陰徳を施したる事甚かからず語に曰積善の家には余慶ありと之れ君が名聲顯著たりし所以あり

明治六年中現今の住居則ち歌川町へ家屋及土藏を建築す其構造堅固にして頗る壯觀ありと云ふ全年高崎兵營の設置せらるゝや命せられて糧米を納め引續き陸軍用達を勤む全十六年中上野高崎間鉄道布設の擧あるや益々商業を擴張し東京府下へ支店を増設し兵士三聯隊に相當せる糧米を納めりと云ふ全廿年高崎前橋の有志家と相謀り岩鼻

監獄の囚徒に職業を授けんと欲し一の商社を結び共益社と稱す君専ら與りて力ありと云ふ

因に記す從來監獄の囚徒に業を授くるの資を興業費と稱し金額五千圓年々本縣地方税より支拂ひたり然れども共益社設立以來毎年の利益一万圓に上り地方税を減額すること總て一万五千圓に及ぶ是れ人民をして負擔を輕からしめたるあり

全年地方有志者と謀り榛名湖岸に養魚會社を設立し湖水に各種の魚類を放ち以て其蕃殖を計れり榛名湖の伊香保町を東に距ると二里の處にして仰で四山の翠色を眺め俯て碧波の縵々たるを見る岸頭に閑坐して白魚を擧ぐるの遊人あれば舟を中水に泛べるの醉士あり千景万色悉く浴客をして避暑の佳所たらざるのあし又牧場を開き牛羊を蓄ひ氷室を置きて天然の採氷に就事し尙や開墾を怠らずと云ふ殊に

片岡郡乘附山より礪炭を採掘し爾來益々販路を擴張せり之より先き
學校警察署郡役所等の建築費の如き道路橋梁の修繕費の如き若くは
火災ある時の如き金圓を義捐したること數拾度に至れり其賞として
銀盃三個木盃十五六個を下賜せらるゝに遇ふ其他諸般の救恤をあし
たると擧て數ふるに違まわらず嗚呼弱冠より身を紛雜ある社會の間
に置き公利公益を圖り廢物を利用し辛酸を嘗め最も世情に通ずる君
の如きの稀あらん矣

栗原藤次郎君傳

君ハ文政十二年六月を以て埼玉縣武藏國榛澤郡高嶋村に生る父を梅
澤武平と云ひ代々里正たり君ハ其第二子あり幼より文學を好み蘭醫伊
丹元廣氏就きて漢籍及藥劑學を修む嘉永元年十一月出で、上野國新

田郡高岡村栗原藤七氏の養子となり幾もかく養父の病没するに及び
家督を相續して栗原藤次郎と改め父祖の業を繼ぎ藥種商とある時に
年二十才君父祖相傳の業を擴張せんと欲すれども郷里ハ山間の僻地
にして之れが擴張をあすの地にあらず宜しく都會の地に出て、技倆
を逞ふし商業を熾んからしむるころ男子の本色あれど雄々しくも三
都各地に趣き名醫秀才の士を訪問し終に其蘊奧を極む常に人に語つ
て曰く我寧ろ身を以てし口を以てせずと輒ち虚實を察し取るべきハ
取り捨つべきハ之を捨て少しも狐疑することなく決斷し彼我の兩利
を要せり爾來苦心經營遂に目的を達し鉅万を累ぬるに至れり領主酒
井市左衛門氏之れに謁を賜ひ尋いて會計役を命ず君謹んで之れを拜
す然れども常に貯蓄勤儉を以て素行とし妄りに浮華虚禮をかさず家
居使役する處の僮僕多しと雖ども猶ほ薪水の勞を自らし雇夫を煩さ

ず此を以て終身君か家に奉仕せんことを願ふの多しと云ふ
 殊に野史を好み子弟をして誦讀せしめ之を聽き古來治乱興廢の理由
 を辨じ以て子弟をして感動せしめ他日の模範たらしむるを以て快樂
 とす且曰古への英雄の信義に敦し之れ將士部下を歸伏せしむるに
 信義を以てし決して暴壓するにあらざるの意を云ふ歟
 明治元年岩鼻縣より救助金を募集せらるゝや君奮つて五百圓を寄附
 し其賞として終身袴着用を許さる全年新田郡高岡村外七箇村肝煎名
 主を命せらる全四年一月新田佐位那波三郡中高岡村嶋村蓮澤村外三
 箇村戸長を命せられ大に舊習を一洗したりと云ふ全五年新田山田邑
 樂の三郡朽木縣の所轄に移されたるや君の新田郡高岡村外三十箇村
 の戸長とある尋いで全區長に榮進す全九年復た一變して群馬縣の所
 轄とある然りと雖も縣官の君を視るに重きを以てし尙ほ區長の職に

居る降つて全十一年十二月郡區町村編制法の施行せらるゝや大小區
 の制を廢せられ居村米岡村外一個村聯合戸長に拜せらる全十七年君
 思ふ所ありて戸長の職を辞す爾來今日に至るまで民間に在り實業を
 興起せしめんと欲し學理を以て實地に經驗し世上に裨益を與へたる
 こと甚かからすと云ふ君資性温厚着實にして忍耐に富み能く衆民を
 慰撫し以て徳望を一身に修む眞に東毛の隱君子と謂つべし矣

若旅九八郎君傳

君の安政二年九月を以て上野國山田郡廣澤村に生る父を荻野彌市右
 衛門と稱し母の小倉氏世々織物を營むを以て業とし頗る富裕の聞へ
 あり彌市右衛門氏九子あり君の某末子あり幼にして郷塾に遊び深く
 和漢の群書に涉獵す傍ら父の業を扶け貨物の出入を司り商業を實地

に習熟し大いに思想を茲に養はれしと云ふ明治十八年全國邑樂郡下小泉村若旅藤吉氏の女婿とある以つて姓を若旅と改む全年十一月副戸長を命せらる然れとも君の之れを好まず進んで殖産興業を圖り地味に適用すべき農具を改良し刻苦勉勵寢食を忘るゝに至り以て農事を經驗し地方農民に利益を與へたること尠からず君又屢々東西を遍遊し到る處奇偉俊秀の人と交りを結び大に益する所ありと云ふ進んで蚕業を振起せんと欲し有志者と謀り生産會社を設くるに及び君の功其多きに居るを以て遂に撰まれて之れが社長とある固より天稟理財に長じたる君の技能を以て恰も時會に投じたるの業を經營せるが故に機に適ひ變に應じ始業未だ幾くからずして遂に大に利益を得るに至る全十九年十一月縣會議員に撰出せらる君思ふ所ありて職を辞す全年聯合會議員に擧らる全廿年八月再び縣會議員に當撰す君意見

ありて復た職を辞す全廿二年二月日本赤十字社正社員に加盟す全廿三年四月町村制の實施せらるゝや村長に擧げらる其部内人民に對する深切にして事務の最も簡便を主とす又人民を督勵し能く改良の實を行ひ名聲益々盛かり人あり若し中途にして業を抛つものあるときハ君艱難と戰ふべしと獎勵す且曰く何れの處にか艱難の事あらハ必ずや不幸を變じて幸運を來たし凶を轉じて吉とあすべし艱難と戰ふハ其勢力を練習し其智功を増長し後來の勇猛を添ふることもあり譬へバ馬に乗りて先を争ふものゝ如し之れを習ふに山上に向つて馳せ往くこと始めハ難しと雖も後にハ容易に登り得らるゝあり凡そ功績の域に進むの路ハ人の強弱を試みる所以のものかれハ普通の人にして峻峻を攀ぢ上りがたきも心志剛強ある人ハ屈せず撓まず忍耐して以て遂に頂上に達するを得べし然して人の經驗に由りて知るとあり凡

を障礙の事、強くこれを捉住すれば勝ち得らるべし譬へば、莖麻の如し、徐ろに之れを把れば、手を刺すが如きも、緊しく握れば、其柔らかなること、絹糸の如きを覺ふべし

如此凡そ志す所るの事業を爲さんには、必ず成就すべしと自ら信じて疑ひざるあり之を自助の精神あるものと云ふ故に、艱難の之に打勝んとする決定の志に懼れて自から退き去るありと故に之を聞き心を勵し業を成就したる者ありと云ふ常に、實業振興の爲めに、資本の流通を圖り、社會に公益を興へしこと、甚かからず、家政の華靡浮禮を貴はんより、寧ろ質實敦樸を取り、社交の方正森嚴より、實雅忠良を擇ぶ君の資性温厚着實人に接する頗る懇篤あり敢て之れを跨らず故に郷黨の推問あるも未だ觀察の穿き蘊蓄の乏しきを恐れ容易く意見を發表せざと云ふ君の如き所謂大器晩成と稱するも過言にあらず他日有爲の人たるを得る期して待つべし矣

羽鳥又十郎君傳

君の嘉永二年十二月を以て上野國東群馬郡下川淵村大字力丸村に生る世々門閥舊家にして質店酒造を業とす君幼より文學を好み凡く和漢の諸書に涉獵す長るに及び殖産興業を圖りて怠らば恒に曰く凡そ人其好む所に向て進む程銳さのちく嫌ふ所に向て進む程鈍さのちし故に事の其人の欲する所に従ふへしと復た曰く事を成就するもの安逸にあせらして勉勵に在り容易にあらざして艱難に在り然れば人生何の地位を論せざ艱難の事と戦ひ勇力を奮ひ勉めて之に勝つよ非ざれば決して大事を成就すること能ひざるあり蓋し艱難の事人の爲めに最善の教師とあること恰も失誤のこと却つて最善の試練と

あるが如しと因て人々を督勵したること甚かからせと云ふ實に非凡の才と謂つべし又戸長勤務中部内人民に公利公益を與へたること擧げて數ふべからせ君資性温順にして忍堪力に富み歐州殖産の實況を探究し深く其實學を修む具に上毛を利し興業を啓きたるものにして其功亦偉かりと謂つべし矣

桑原吉右衛門君傳

君の安政二年三月を以て上野國利根郡川場村大字門前組に生る天資聰明にして英斷あり世々門閥舊家にして代々豪士たり君祖先の業を襲き極めて節儉を行を以て要とす常に曰抑も人の無形に視ること疎くして有形に視ること厚し故に垢衣蓬髮の智者を見て敬するを知らせ肥馬輕車美人妻妾雲の如く金屋に住み錦繡を飾るの愚者を見て

之れを羨望敬重するのみ愚の甚だしきものと云ふべしと實に君の卓見を知るに足る又君の常に節儉の美德たるを信し食蔬を辞せず衣綿を厭はず自から奉ずると極めてく薄くせり云ふ矣

星野長太郎君畧傳

全國に於て夙より實業家の聞高き星野長太郎君の弘化二年二月を以て上野國南勢多郡黒保根村大字水沼村に生る君幼にして學を好み稍々長するに及んで武術を嗜む幕政の末大に尊王攘夷の説を主張し廣く天下の志士と交り東奔西走與かりて力ありと云ふ

君主として殖産興業の擴張を圖り外國に支店を設け内以て生糸を改良し外以て販路を盛にし其偉績枚擧に遑あらず君又た經濟法律の書を涉獵し當今の學者と交通す人あり君に貴族院議員の椅子を占

めんとを乞ふ君敢て喜ばず余ハ將來實業を以て終らんと答へり實に熱心家と謂つへし矣
君人と爲り剛毅奇才慈善に富み實業家を以て名聲天下に冠たり君の爲めに産を得職に就くもの舉て數ふべからず近代の名士と云ふべし

跋

我が貴族院ヲ組織スル分子ニ五種アリ一ハ皇族議員
二ハ公侯爵議員三ハ伯子男爵議員四ハ勅撰議員五ハ
互撰議員則チ是レナリ就中第五種ニ於ケル各府縣多
額納稅者十五人ヲシテ一人ヲ互選セシメ陛下之ヲ勅
任シテ七年間貴族院議員トナス已ニ貴族院ト稱シナ
ガラ之ニ交ユルニ士族平民ヲ以テセリ此ノ多額納稅
者拾五名ハ皆互選ニ當ルノ權利ヲ有シ平民多クシテ
士族ハ一小部分ニ過キサリ而シテ第四種ニ居ル
所ノ國家ニ勳勞アリ又ハ學識アルモノヨリ特ニ勅撰

セラレタル者ノ中亦多少ノ平民アルベシ然リト雖モ其意思感情ハ寧ロ貴族的ニシテ平民的ナラザルベシト思ハル矣

蓋シ上下兩院其意思感情ヲ異ニシ動モスレバ互ニ反目疾視スルニ至ルハ古今列國ノ免レカタキ所ナリ上院ノ權勢小弱ナルコト英國ノ如キヲ以テスルモ尙ホ此患ヲ免レズ況ンヤ我が貴族院ノ憲法上ニ有スル權カハ英國ノ如ク弱少ナラザルニ於テチヤ上下兩院ノ互ニ權勢ヲ爭フテ衝突スルハ殆ンド免避スベカラザルノ勢ナリ此時ニ當リ上下兩院ノ連鎖ト爲リテ之ヲ

通貫親近シ貴族院ノ議論ヲ緩和シ之ヲシテ衆議院ト衝突スルニ至ラシメザランコトヲ務メ以テ二者ノ調和ヲ圖ルノ重任ハ主トシテ多額納稅者中ヨリ互選セラレタル貴族院議員ニ望マザルベカラズ矣殊ニ上毛ニ於ケル互選議員櫻井伊兵衛君夫レ之レヲ自任セララル、ヤ期スベキノミ思フニ府縣ノ大小貧富ヲ問ハズ均シク之ニ與フルニ互選議員一名ヲ出スノ權利ヲ以テス是レ人民ヲ代表セシムルニアラズシテ府縣ヲ代表セシムルニ似タリ嗚呼多額納稅者ハ非常ノ特典ニ浴シ非常ノ榮譽ヲ擔ヒ且重大ノ責務ヲ有セ

ラル、ナリ頃日政友山中啓一君本書ノ艸稿ヲ寄托シ
 テ余ガ翻閱ヲ望マル受ケテ之ヲ視ルニ列傳ニ美麗ナ
 ル石版摺肖像ヲ掲出シ文章清鮮氣骨秀出ス余ヤ列傳
 ノ諸君ニ一ノ面識ナシ然リト雖^モ自^カカラ其人ニ接ス
 ルガ如ク欣慕措ク能ワズシテ茲ニ感賞ノ辭ヲ呈スル
 所以ノモノハ編者ガ東走西奔能ク素志ヲ盡シタルニ
 酬ヒズンバアラス是レ蓋シ諸氏ノ人ト爲リヲ知リ以
 テ交際ナシテ蕃密ナラシメ幾分ノ世益ヲ増進スルノ
 楷梯ヲ庶幾セン乎記シテ以テ跋ニ替ユト爾云

明治庚寅晚秋念八上毛崎陽蝸居ニ於テ紅葉老人

川崎半誌

H-96

明治二十三年十一月十五日印刷
全年 月十日出版
三十

正價金貳十錢

群馬縣平民

編者兼
發行人

山中啓一

四群馬郡高崎町大字柳川町
第十二番寄居

印刷人

宮本敦

東京市京橋區銀座二丁目十二番地

賣發所

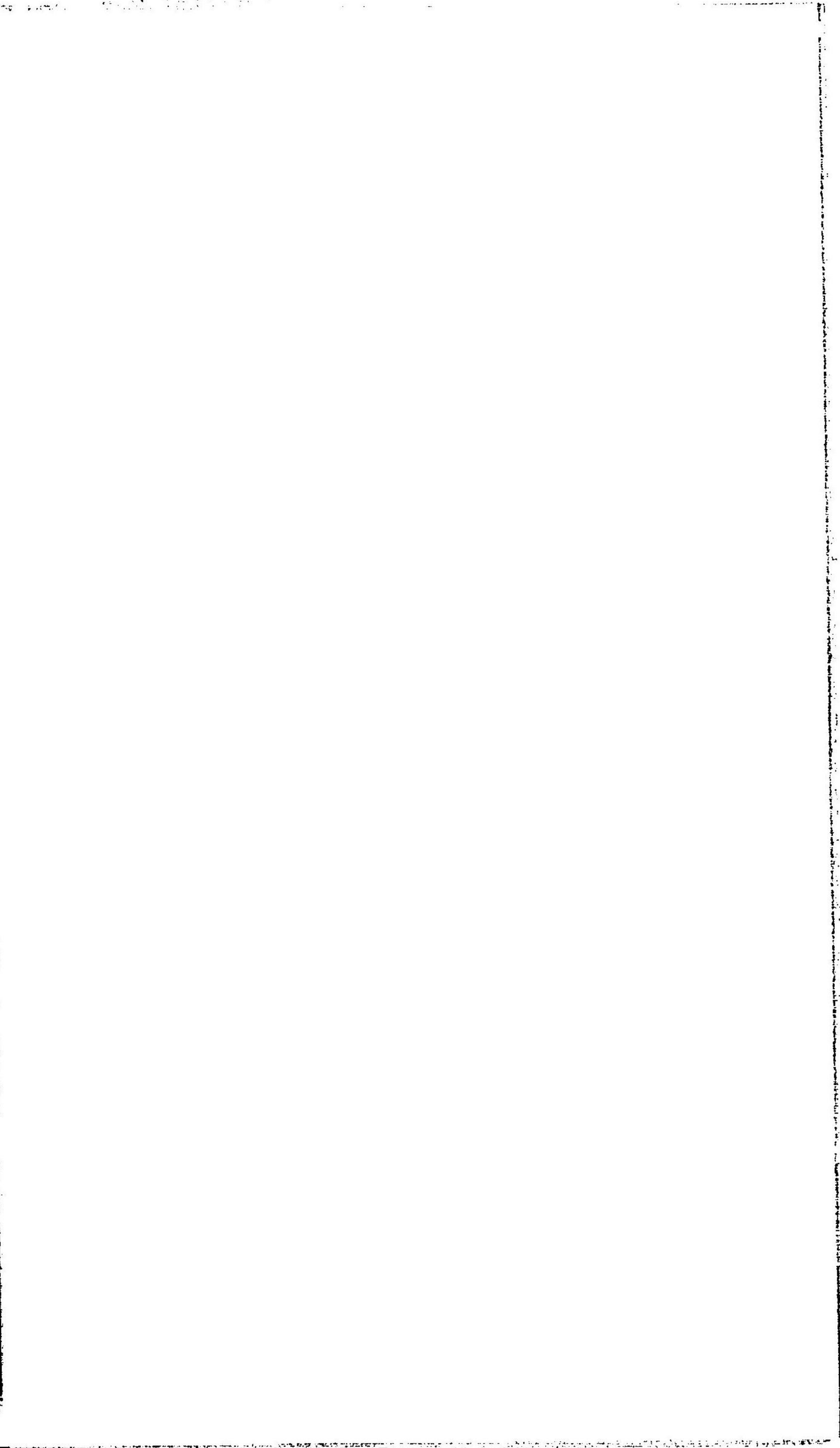
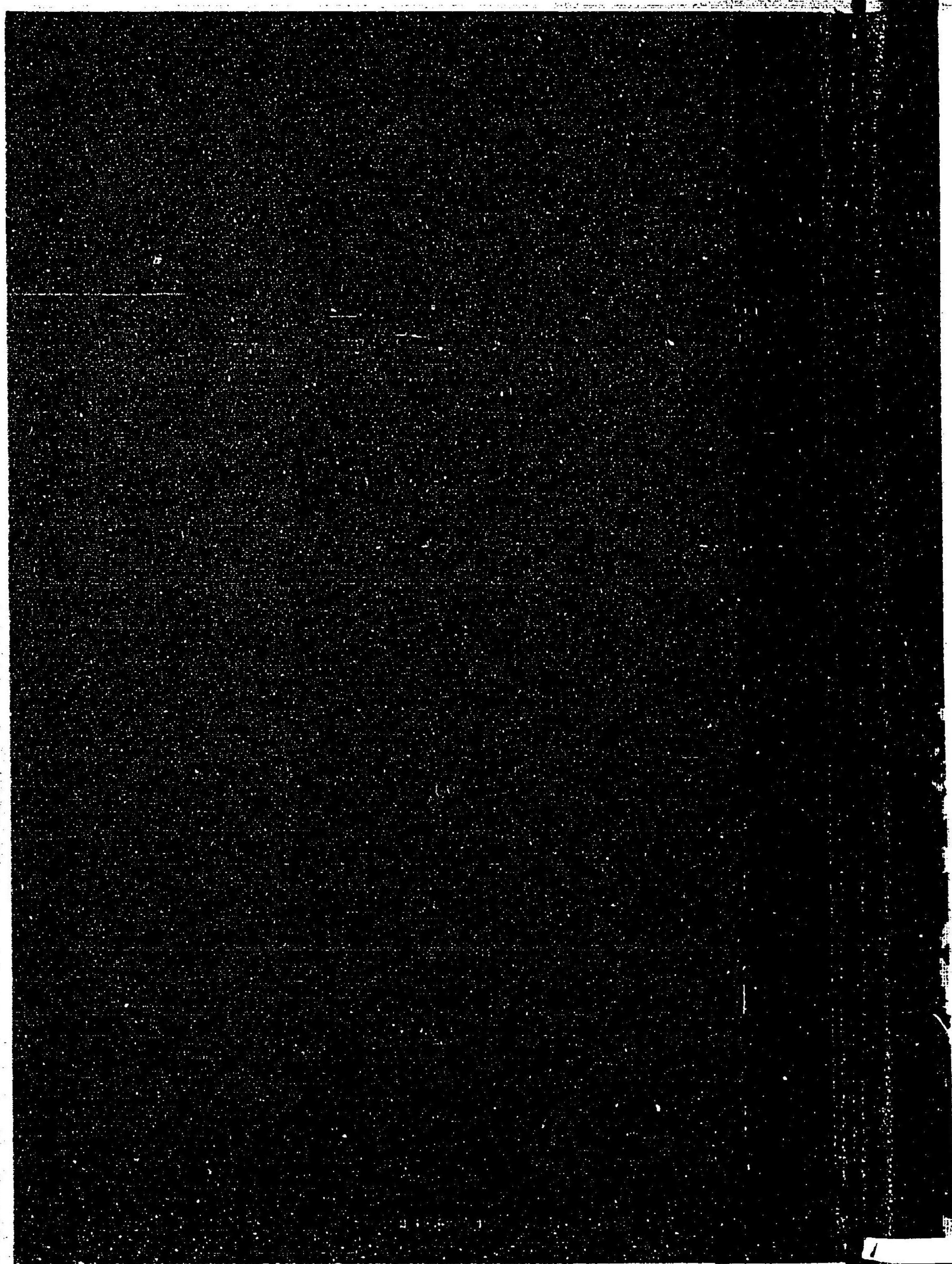
柳風舍

四群馬郡高崎町大字中紺屋町角

全

報告堂

東群馬郡前橋町大字連雀町



49
5

群馬縣
貴族院 多額納税者列傳

山中啓一

国立国会図書館

004314-000-3

特49-345

群馬県貴族院多額納税者列伝

山中 啓一 / 編

M23

ACE-0747



特
3

